

## 函館地方，家庭裁判所委員会（第3回）議事概要

（函館地方，家庭裁判所委員会事務局）

### 1 日時

平成16年11月12日（金）午後3時00分～午後5時00分

### 2 場所

函館地方，家庭裁判所大会議室

### 3 出席者（敬称略）

（地裁委員）國谷大輔，今千尋，佐藤吉見，積山薫，藤田信（兼務），松谷博子，森越清彦，竹中理比古（兼務），大和陽一郎（兼務），柵木澄子

（家裁委員）遠藤純代，岡崎圭子，近藤弘子，高田和彦，藤田信（兼務），前田健三，竹中理比古（兼務），大和陽一郎（兼務），伊藤聡

（説明者）園原敏彦刑事部総括判事

（事務局）後藤隆博地裁事務局長，大野方己家裁事務局長，本間良行民事首席書記官，穴戸健次刑事首席書記官，山口美智子首席家裁調査官，一郷富雄家裁首席書記官，奥野雅道地裁事務局次長，半藤政一家裁事務局次長，城崎正和地裁総務課長，佐々木順家裁総務課長，盛岡幸雄地裁総務課課長補佐

### 4 議題

「裁判所について市民に理解していただくための情報提供」について  
「裁判員制度」について

### 5 資料

配布資料1 - 1 函館地方裁判所委員会委員名簿

配布資料1 - 2 函館家庭裁判所委員会委員名簿

配布資料2 新聞記事（平成16年9月6日付け北海道新聞朝刊）

配布資料3 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の概要

配布資料4 裁判員制度に関する資料

資料1 通常裁判と裁判員の参加する事件の手続の流れ

資料2 刑事事件の概要

資料3 裁判員選任手続の概要

資料4 - 1 裁判員の職務の内容など

資料4 - 2 裁判員の資格に関する事項

資料5 諸外国の陪審制度・参審制度の概要

資料6 - 1 平成15年裁判員制度対象事件の審理期間と開廷回数（罪名別）

資料6 - 2 平成15年裁判員制度対象事件の審理期間別終局事件数（人数）

資料6 - 3 平成15年裁判員制度対象事件の開廷回数別終局事件数（人数）

- 資料 6 - 4 平成 15 年裁判員制度対象事件の地方裁判所管内別終局事件数（人数）
- 資料 7 裁判員制度施行までのスケジュールのイメージ
- 資料 8 - 1 平成 16 年度裁判員制度広報のアイデア
- 資料 8 - 2 平成 17 年度裁判員制度広報のアイデア
- 資料 9 「裁判員制度」広報に関する検討の態勢
- 資料 10 国民の裁判員制度に対する意識
- 配布資料 5 裁判員の参加する裁判用のモデル法廷 C G 図（最高裁において検討中の一案）

## 6 議事

開会宣言（家裁総務課長）

委員長あいさつ

意見交換会

（4 月以降の裁判所からの情報発信の状況について、地裁総務課長が報告を行った。）

【委員長】それでは、委員から提出されている「裁判所について市民に理解していただくための情報提供」についてというテーマに関し討議していただくが、提出者から趣旨等を簡単に説明願いたい。

○裁判所に対する理解を深めてもらうためには、広く市民の意見を聴くことが大切だと思う。札幌や室蘭の裁判所で市民講座を行っていることを知り、函館においても、憲法週間や法の日週間行事の際に、このような講座を実施して、市民に情報提供することができないものかと思いついた。

【委員長】札幌地裁や室蘭支部で行った市民講座の内容は、配布資料 2 の新聞記事のとおりである。札幌地裁では、このような市民講座を従前から行っているが、当庁では、まだ実績がない。憲法週間や法の日週間に行っていた模擬裁判等の催し物の他に、公開講座を開催することで、現在、検討している。講座のテーマについては、その時々に応じた内容とする予定だが、この地家裁委員会でテーマを検討することも考えている。

この件について、他に意見はないか。

それでは、引き続いて、二つ目のテーマ「裁判員制度」に移りたい。裁判員制度の概要等については、配布資料 3 及び 4 のとおりであるが、制度の趣旨及び概要について、当庁刑事部の園原部総括判事からレクチャーしていただきたい。

（刑事部総括判事が「裁判員制度について」と題するレジュメに基づき、説明を行った。）

【委員長】それでは、裁判員制度について、感じたことや疑問点等を非法律家の委員からお聞かせ願いたい。

○ 陪審制度と参審制度の違いは何か。

日本の裁判員制度は、この両者の長所を取り入れた制度なのか。

裁判員に選任された場合、裁判員として時間を拘束されるのはいつまでか。

自分が働かなければ会社が危機的な状況になるなど、仕事が忙しいといった場合、辞

退することはできるのか。

- 事件の審理が複数回に及ぶような場合、都合の悪い裁判員は、その審理の時だけ、裁判員を交替することは可能か。

裁判員は、非法律家であるから、中には、常識では理解に苦しむような判断をする人もいるかもしれない。その人が、的確な判断ができるかどうかは、少し様子を見てからではないと、分からないのではないか。

- 心神に支障があるような人が裁判員に選任される可能性は、否定できないと思われるが、この場合に対策はあるのか。

裁判員は、人によっては、複数回当たる場合があるのか。

一般市民が重大な刑事事件の審理に参加して、身体の安全を図ることができるのか。道南地方のような狭い地域社会では、裁判員の顔がすぐ分かってしまい、場合によってはお礼参りなどの報復があるのではないか。

- 開廷表を見ると、1時間毎に期日の指定がされていることもあるが、裁判員による裁判もこのように行うのか。

裁判官と裁判員の協働といっても、実際、どのように行うものなのか。

判決については、裁判官が作成した判決案に意見を言うことになるのか。

裁判員の時間的な拘束については、判決を検討する時間も含まれるのか。

- 裁判員の時間的な拘束については、具体的な数字を出さないと、どのくらいの負担になるのか分からない。

- 裁判員となられる方へ制度の説明をきめ細かく知らせるようなことを考えなくてはならないと思う。

法廷などの裁判所の施設について、車椅子利用などの障害のある方への対応はどのように考えているのか。

- 評決について、裁判員の個々の判断は公表しないとのことだが、全員一致の場合も公表しないのか。

- 資料10を見ると、国民の約70%が裁判員として参加したくないという結果が出ている。このような状況の中で、裁判員制度が本当に運営していけるものなのか。

今後の広報活動にもつながるが、制度を根付かせるために、函館地区においても、裁判員の模擬裁判を実施する予定はあるのか。

管内人口が減少し、裁判員の選定ができなくなるような場合や、同一地域からの選任では裁判員の身体の安全の確保に不安があるような場合、他の地域から裁判員を選任するようなことはできるのか。

- 裁判員の6名は、国民の健全な社会常識の反映に寄与するとされているが、選任段階でスクリーニングされるとはいえ、市民の中には様々な考えを持っている人もいるので、健全な社会常識の反映には微妙な点もあると思う。

裁判員の安全の確保には関心がある。裁判官は公務員で、2～3年で転勤となり、その地域を離れるので、相当程度安全が図られていると思うが、裁判員は、地元の間人であるから、その地域を離れることはできない。裁判員の身体の安全性について、手厚くしていかなければならないと思う。

- 自分としては、裁判員を引き受けるのに躊躇してしまう。それは、この制度を作った

経緯が十分に説明されていないからではないかと思う。殺人などの重大事件に関わることに對し、自分にその資質があるか不安に思うというアンケートの結果には理解できる面がある。

裁判員制度は、国民にとって、権利でもあり、義務でもあるということだが、義務を求める側面が強い気がする。場合によっては、死刑判決もあるわけであるから、人の人生に責任を持つという意識が大切である。今後、施行までの5年間に、問題点に柔軟に対応していくことが重要だと思う。

【委員長】それでは、今回は、これらの疑問点に対する裁判所、検察庁、弁護士会の見解を示したいと思う。本日出されたもの以外にも、意見や感想、疑問点などがあれば、事務局の方まで提出されたい。

委員の方には、現在の刑事裁判の実状をご理解していただくため、次回の委員会までに、是非とも、刑事裁判を傍聴していただければと思う。本日、事務局の方で公判予定期日一覧表を配布しているので、都合の良い日時備考欄に○を付すなどして、ご連絡いただきたい。

次回も引き続きこのテーマで、地家裁合同委員会として開催する。期日及び会場は、平成17年2月18日(金)午後3時から、この大会議室とする。

なお、次回以降については、6月に家裁委員会を単独で開催し、11月には地家裁合同委員会を開催したいと考えている。

以上で、本日の予定はすべて終了した。

閉会宣言(家裁総務課長)